扨者務局ハ熊々手紙ニ　郵司大村へ
鋳金務の儀　割ク此程ニ居リ候事
付ては　金員取りとの鋳工へ渡さねば
ならぬ事と考へ候　それ〻く集金を
急きみりけ　場合ニ至て　甚遅延となり
此しは届下されは　務経費集会
務算のぬくまかまぬ　候ニ閑口也子
これは為　廿二日頃ニ場定と定めて申来
之金務と鋳り　只一時と致し積りニ
候　右ノ要草々
方梅生

恩軒先生
侍史

ハタノ　バンカド奈良正製